

当初予算 主な事業と予算額 続き

外国人介護人材受け入れへの支援.....60万円

市内介護事業所の人手不足を解消し、介護事業の円滑な運営と介護サービスの安定的な提供を目指して、国籍の枠を超えた外国籍の介護人材の受け入れを行う事業所へ費用の一部を助成します。

■子ども・女性政策

妊婦歯科健康診査の実施.....112万円

妊娠期は、虫歯や歯周疾患のリスクが高いことから、市内の委託歯科医療機関において、妊婦を対象に歯の健診や保健指導を実施します。

病児保育施設の整備費用の一部助成.....3,408万円

病気の子どもへ保育事業を実施する法人に対して、受け入れ施設を新設する経費の一部を助成します。

幼児期の教育の推進.....340万円

人間形成の基礎を培う極めて大切な幼児期において、他の人とうまく関わる力などの非認知能力を身に付け、「生きる力」を育むために、親子を対象とした体験参加型プログラムとして「コミュニケーション力養成講座」や「育自講座」を実施します。

幼児期に育みたい資質や能力の向上を図るため、保育士を対象に「保育士研修」も実施します。

■都市の質の向上

災害時に市民が入浴できる風呂の導入.....1,512万円

災害時は、被災者の健康維持や衛生管理とともに精神的に安らげる環境が必要であることから、市民が利用できる循環式仮設風呂を購入します。

目久尻川文化ゾーン構想の策定とみはらし広場の整備.....2,840万円

目久尻川流域は、吉岡遺跡群や国指定史跡神崎遺跡、県指定史跡早川城跡などの歴史資源をはじめ、サ

イクリングロードや公園など数多くの魅力を秘めています。この魅力を生かし同川流域を一体的に活用する「目久尻川文化ゾーン構想」を策定します。文化ゾーン南側には、訪れる方が利用できる休憩施設として、みはらし広場を整備します。

ごみの減量化・適正化.....149万円

ごみや資源物のさらなる分別・資源化を促し、減量化と適正排出の周知を徹底することから、粗大ごみとして排出される布団を廃棄物再生固形燃料(RPF)化し、資源化します。適切なごみや資源物の分別・出し方を容易に調べられるスマートフォン対応の他言語アプリを配信します。

多文化共生の推進.....653万円

増加傾向にある外国籍市民の自立と活躍の促進に向けて、外国籍市民への情報提供の指針を策定します。

新たに開設される日本語教室への費用の助成、市役所と保健福祉プラザへの多言語で施設案内ができる電子掲示板などの設置のほか、国際教室が設置されている小・中学校5校に音声翻訳のタブレット端末を導入します。



観光情報提供サービスアプリへの

グルメ登録事業者募集 商業観光課 ☎70・5685

市内への誘客を促進し、交流人口の増加と域内消費の拡大を目的に運用準備を進めている「観光情報提供サービスアプリ」へのグルメ登録事業者を募集します。

アプリでは、ロケ地などの市内の観光情報をはじめ、市内周遊モデルコースやグルメ・イベント情報などを配信します。

■主な登録要件 ▷市内で飲食物を扱う店舗である▷割引・特典などを提供できる▷市内観光イベントに協力できる▷市税滞納がない

■申請 同課にある申込書(市ホームページからダウンロード可)に記入し、4月22日までに同課へ直接。詳細は、市ホームページ参照



商業観光課 ☎70・5685

新商品の開発やPRを支援
各種補助事業を実施

市内商業などの活性化と振興を図るため、次のとおり各種補助制度を実施するので、ぜひ利用してください。

＜商品開発販売支援事業補助金＞

市内小売業者と飲食業者に、新商品の開発・販売とその商品のPRに要する経費の一部を補助します。

■対象 地域の特色を生かした魅力ある商品(飲食物)で、販売開始から1年以内のもの。PR経費は、過去に同制度を利用し開発した商品も対象

■補助額 開発経費の2分の1以内で、上限は1商品につき1回あたり15万円

■申請 同課にある申請書(市ホームページからダウンロード可)に記入し、必要書類を添えて、4月8日から同課へ直接(予算の範囲内で先着順に受け付け)。申請内容を審査し採択を決定するので、採択されない場合もあります

＜商店街空き店舗活用支援事業補助金＞

商店街の空き店舗を活用して出店する際の、費用の一部を補助します。

■対象 中小企業者か各種団体で商店街の空き店舗を活用し、店舗を開業創業者の方

■補助対象経費・補助金額 改装費の2分の1以内で上限1回50万円(市内事業者への発注が条件)

■改装完了期日 交付決定の日～来年1月31日

■申請 同課にある申請書(市ホームページからダウンロード可)に記入し、必要書類を添えて、4月8日～12月28日に同課へ直接(予算の範囲内で先着順に受け付け)

＜軽減税率対策補助金＞

10月1日に予定されている消費税率引き上げの際には、軽減税率制度が実施され、税率8%と10%、双方の商品を取り扱う事業者はさまざまな対応が必要になります。こうした事業者を支援するため、国において軽減税率に対応するためのレジや受発注システム、請求書の発行を行うシステムの改修・導入に対する補助金が用意されています。早めの対応をお願いします。

詳細は軽減税率対策補助金事務局 URLkzt-hojo.jp
☎(独)中小企業基盤整備機構 ☎0120・398・111

危険ブロック塀、木造住宅など
耐震化費用を補助

建築課 ☎70・5632

危険なブロック塀など

地震などによる災害を未然に防止するために、危険なブロック塀などを撤去したり、撤去後に安全な工作物を設置したりする費用の一部を補助します。

■条件 所定の「ブロック塀等点検表」により、危険性があると認められるブロック塀などを所有や管理している方で、次の項目全てに該当①塀などが通り抜けできる道路に面している②市税を滞納していない③塀などが高さ60cmを超えるもので、撤去するか、撤去後に安全な工作物を設置する工事④市内施工業者が行う工事⑤着工予定の工事(着手済みは対象外)

■補助金額 表のとおり

■その他 工事着手前に同課へ要相談

危険なブロック塀などの補助

補助区分	撤去		撤去後の安全な工作物などの設置	
	補助割合	限度額	補助割合	限度額
通学路に面している場合	撤去に要した費用の10/10	20万円	設置に要した費用の10/10	30万円
通学路以外の道路に面している場合	撤去に要した費用の1/2	20万円	設置に要した費用の1/2	30万円

木造住宅

耐震診断費用の一部を補助し、強度不足と判定された場合は、耐震設計費と改修費や耐震シェルター設置の費用の一部も補助します。

■条件 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅、2世帯住宅、店舗・事務所兼用住宅(昭和56年6月1日以降に増築工事に着手し、増築部分の延べ床面積が既存部分の2分の1未満の木造住宅を含む)で次の項目の全てに該当する住宅①地上2階建て以下で在来工法による木造住宅②市税の滞納がない市民が、自ら所有し居住する住宅

■補助金額 表のとおり

■その他 耐震設計、耐震改修、工事監理や耐震シェルター設置は、耐震診断の結果で総合評点1.0未満が対象

木造住宅の補助

補助項目	補助率	補助上限額
耐震診断	2/3	4万円
耐震設計		8万円
耐震改修		100万円
工事監理		6万円
耐震シェルター設置		18万円